

編集後記

2013年6月25日に開催された本研究所所員総会において、新所長に田口文夫・専修大学法学部教授（民法）が、事務局長に中川敏宏・専修大学法学部准教授（民法）が選出されました。新体制のもと、本研究所の活発な研究活動が期待されます。

本号には、高橋清徳・客員所員（元専修大学法学部教授、西洋法制史）の手になる「中世パリにおけるパン屋の店と市場をめぐる諸問題 パン屋規制の読解の試み」、須加憲子・所員（専修大学法学部准教授、民法）の「小田急騒音差止・損害賠償請求訴訟一審判決における違憲判断の問題点」、高木侃・客員所員（元専修大学法学部教授、日本法制史）の「井上ひさし『東慶寺花だより』を読む」の3本の論稿が寄せられました。

高橋論文では、中世パリの「パン屋規則」の読解を通して、当時パンがどのように売られていたのかを、「史料に内在して史料を読解することから浮かび上がってくるものを提示する」という手法により、明らかにしようとしています。史料を丁寧に読み込み、その中から中世パリのパンの売買に関する法制度を浮かび上がらせようとするこの実証的な歴史研究からは、当時の人々の日常生活の様子がリアルに伝わってきます。淡々とした筆致の中にも史料から読み解かれる筆者の鋭い視点が示されている好著です。

須加論文は、2010年8月31日の小田急線騒音差止訴訟一審判決を検討した論説です。小田急線騒音差止訴訟は、都市における大規模な騒音訴訟として注目を集めました。同判決では、小田急線の「公共性」を理由に差止は認められなかったものの、地域住民の騒音被害は受忍限度を超えているとして損害賠償は容認されました。須加論文では、民法学説における「差止」の概念を再考しつつ、差止容認の違法性判断の基礎となる受忍限度論について詳細に論じ、判決の違法性判断基準の論理を丹念に論じた力作です。

高木論文は、「縁切寺研究余話」の第二弾として、井上ひさしの遺作となった歴史小説『東慶寺花だより』を、縁切寺研究者の視点から、江戸文化期（1810年前後）の「離縁」についての寺法の手続や離婚の考え方を読み解いていくものです。この小説は、そのモチーフを井上の「愛読書」である高木の『三くだり半と縁切寺』に求めており、小説家が描いた江戸文化期の離婚のあり方を、その基本的な発想の重要な要素となった学説の提唱者である法史学者が読み解くという興味深い趣向となっています。続編が期待されます。

内藤 光博（本研究所前事務局長）